事例No.	594
公表年度	H30
団体の属性	一般市
団体名	富山県滑川市

事例区分	一般行政

タグ	・財政指標の設定 ・税財政 ・情報開示

事例種類	財政健全化条例

事例内容・タイトル

財政健全化条例を制定している事例

出典

地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書

財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書（概要）

１．地方公共団体における中長期の視点に立った財政運営の意義

（歳入）人口減少、少子高齢化の進展→地方税収等の減少

（歳出）高齢化の進展、公共施設・公共インフラの老朽化→社会保障費の増大、老朽化対策の増大

➡ **中長期的な観点に立った財政運営の必要**

２．財政収支見通しとは

○一定の期間における歳入及び歳出の推移を試算

○赤字が発生する場合は財政調整基金等の取り崩し等で対応

○対応できなければ、更なる対策（収支均衡策の追加）を盛り込む

一般的なパターン

対象会計：一般会計
推計期間：５年間
更　　新：毎年度ローリング

３．財政収支見通し作成の一般的な効果・意義

収支悪化の事前把握と対策の十分な検討

○事前に事業実施の年度間調整や歳入増・歳出抑制対策の検討が可能

職員･議会･住民による財政状況に係る認識の共有

○庁内からの過大な予算要求の抑制
○事業予算にかかる要望や議論のベース

庁内各課における中長期な視点の育成

○財政収支見通しに掲載の事業に限って予算要求を認める
→庁内各課にも中長期的な視点

JFM

財政健全化条例を制定している事例（富山県滑川市）

取組内容

①将来の安定的な財政運営のために財政収支見通しの作成を含めた措置を条例で法定化（財政健全化条例）

○財政運営の指針として、社会環境の変化に応じた健全かつ透明な財政運営を行うとともに、特に地方債の発行については、世代間の公平性、受益者負担の原則等を踏まえて検討しなければならない旨を規定している。

②財政指標の選定及び各財政指標に係る数値目標の設定

○「中期実施計画」の策定と共に、実質公債費比率等の財政指標について独自の目標値を設定し、当該目標値を下回った場合（下回ることが見込まれる場合を含む。）には、財政の健全化に資する計画を定めて、目標値を達成するために実行することを義務付けている。

③歳入の確保と歳出の見直し

○歳入については地方税、使用料・手数料等の収納率の向上やその他の増収、また、歳出については効果的で合理的な予算の執行を義務付けている。また、使用料、補助金等について定期的な見直しを図ることを義務付けている。

効　　果

①規範性・拘束力の大幅な向上

○財政収支見通しを作成し、これを基に財政運営を行うことは、市長のマネジメントの一環としての位置付けである。
そのため、その中で設定された財政指標等の目標の達成・未達成は、市長が自ら設定した目標の達成・未達成の問題にとどまるが、議会の議決を経て財政健全化条例を制定した場合には、住民から設定された目標の達成・未達成の問題となり、その規範性と拘束力が著しく高まることとなる。

②継続性の確保

○経済情勢の変動や、市長の交代等といった状況が生じても、条例改正がなされない限り、財政健全化条例の規定に基づいて引き続き、市長に対して財政収支見通しの作成、財政指標の目標値の達成、その公表等の義務付けが継続される。

滑川市健全な財政に関する条例

平成23年３月31日
滑川市条例第１号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　財政運営の原則
第１節　財政情報の共有（第４条―第７条）
第２節　資産及び負債の原則（第８条―第13条）
第３節　執行における原則（第14条―第16条）
第３章　計画的な財政運営（第17条―第19条）
第４章　雑則（第20条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、財政運営の指針及び基本的な原則を定めることにより、本市財政の健全化に資することを目的とする。

（財政運営の指針）

第２条　市は、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動向、経済状況等社会環境の変化に即した中長期的な財政の見通しの下に、財政を健全に運営しなければならない。

２　市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）及びこの条例の目的に即した計画的な財政運営を行わなければならない。

３　地方債は、地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務としての性格を有することにかんがみ、市は、世代間の負担の公平性、財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等に合致しているかなどについて検討し、地方債を発行しなければならない。

（責務規定）

第３条　市長は、総合計画に基づき予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営しなければならない。

2　職員は、この条例に定める事項を自覚し、十分な注意力をもって、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

第２章　財政運営の原則

第１節　財政情報の共有

（情報共有）

第４条　市は、市民と財政に関する情報を共有し、情報を分かりやすく公開することにより、説明責任を果たさなければならない。

2　市は、財政に関する市民の意見の把握に努めなければならない。

（財務諸表の作成）

第５条　市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成し、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 行政コスト計算書

(3) 純資産変動計算書

(4) 資金収支計算書

2　前項各号の財務諸表は、次に掲げる区分につき、作成するものとする。

(1) 普通会計に係る財務諸表

(2) 普通会計及び公営事業会計並びに自治法第221条第３項の規定に基づく出資法人等を連結した財務諸表

（実質公債費比率の推計）

第６条　市長は、毎年度、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）第２条第３号に規定する実質公債費比率（以下単に「実質公債費比率」という。）の向こう５箇年の推計を行い、これを議会に報告するとともに公表しなければならない。

（決算状況の公表等）

第７条　市長は、毎年度、国が実施する地方財政状況調査に基づく決算状況を、議会に提出するとともに公表しなければならない。

第２節　資産及び負債の原則

（基本原則）

第８条　市は、長期的な視点に立ち、資産を管理しなければならない。

2　市は、地方債、公債費に準ずる債務負担行為、不動産の取得その他これに類する目的のための債務負担行為、債務保証の額及び退職手当負担見込額について、負債として管理しなければならない。

3　市は、負債の額について、償還能力の観点から適切な水準とし、常に逓減に努める財政運営をしなければならない。

（基金）

第９条　市は、災害対策の財源その他緊急を要し、又は必要やむを得ない財政需要に対応するための資金を確保し、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、毎年度末の財政調整基金の残高が、地財法第５条の４第１項第２号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）の概ね 100 分の18を超えるよう努めなければならない。

2　市は、公共施設の修繕のための経費その他の財政の安定性のために資金の留保を必要とする経費については、基金を設けて計画的に積み立て、執行するよう努めなければならない。

（実質公債費比率の目標）

第10条　市は、実質公債費比率が 100 分の15を超えないよう努めなければならない。

（将来負担比率の目標）

第11条　市は、健全化法第２条第４号に規定する将来負担比率が 100 分の90を超えないよう努めなければならない。

（地方債残高）

第12条　市は、一般会計の毎年度末における地方債の残高（地財法第５条ただし書の規定及び地財法以外の法令により発行した地方債の残高をいう。）が、標準財政規模の額の 100 分の 150 を超えないよう努めなければならない。

（起債における検討）

第13条　市は、起債に当たっては、次に掲げる事項を検討しなければならない。

(1) 地財法第５条等に規定する適債性の有無

(2) 地方債以外の市税等一般財源による事業実施の可能性と財政運営に与える影響

(3) 当該起債に係る元利償還金が後年度の財政運営に与える影響

(4) 将来において市民が負担することの妥当性

第３節　執行における原則

（歳入及び歳出）

第14条　市は、歳入について、安定的な増収を図る方策を検討するとともに、市税等については、適切な徴収に努めなければならない。

２　市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければならない。

（使用料等の見直し）

第15条　市長は、使用料、手数料、負担金等について、受益と負担との関係を考慮して定期的に総合的な見直しを行わなければならない。

（補助金の見直し等）

第16条　市長は、補助金について、政策的必要性及び効果の観点から、定期的に総合的な見直しを行わなければならない。

２　市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、原則として、あらかじめ期限を定めなければならない。

第３章　計画的な財政運営

（総合計画策定における原則）

第17条　市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければならない。

２　市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、次に掲げる事項を基本計画に記載しなければならない。

(1)　一般会計における歳入の見込み

(2)　一般会計における歳出の計画額

（予算を伴う計画）

第18条　市長は、予算を伴う計画については、中期財政計画（次条に規定する財政計画をいう。以下この条において同じ。）の計画期間内において必要となる予算を明らかにし、中期財政計画に反映させなければならない。

（中期財政計画の策定等）

第19条　市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定し、議会に報告するとともに公表しなければならない。

(1)　一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

(2)　一般会計における地方債残高の見込み

(3) 財政調整基金等の残高の見込み

第４章　雑則

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

● 中期財政計画

滑川市健全な財政に関する条例の規定により、中期財政計画を定めたので、お知らせします。

中期財政計画は、滑川市総合計画に掲げられている施策・事業の着実な推進に向けて、中期的な財政収支の見通しをたて、現在及び将来における行財政運営上の課題を明らかにしながら、計画的かつ健全な財政運営を行っていくための指針とするものです。

なお、この計画は一定の前提条件での試算であり、財政環境は社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向等に大きく左右されることから、毎年、最新の財政事情を踏まえて見直しすることとしています。

(1)計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

(2)対象会計

行政運営の基本的な経費全般を計上する一般会計を対象とします。

一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

◆ 歳入

(単位:百万円)

区　　分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
地方税	4,897	4,832	4,839	4,838	4,712
地方譲与税等	706	694	733	852	838
地方交付税	1,814	1,855	1,785	1,672	1,755
国県支出金	2,596	2,547	2,585	2,601	2,603
地方債	676	738	865	930	770
その他	2,196	2,005	2,106	2,113	2,241
歳入合計	12,885	12,671	12,913	13,006	12,919

◆ 歳出

(単位:百万円)

区　　分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
義務的経費	5,627	5,594	5,608	5,679	5,740
人件費	1,568	1,573	1,585	1,615	1,621
扶助費	2,994	2,949	2,978	3,008	3,038
公債費	1,065	1,072	1,045	1,056	1,081
投資的経費	1,366	1,447	1,547	1,522	1,339
その他の経費	5,892	5,630	5,758	5,805	5,840
歳出合計	12,885	12,671	12,913	13,006	12,919

一般会計における地方債残高の見込み

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
地方債残高	10,673	10,447	10,368	10,348	10,158

財政調整基金等の残高の見込み

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
財政調整基金	2,016	1,883	1,643	1,391	1,211
減債基金	490	420	350	280	190
公共施設整備基金	288	254	220	186	202
計	2,794	2,557	2,213	1,857	1,603

概要と課題

計画期間内においては、滑川市総合計画に基づき、財政健全性の確保に努めながら、総合的かつ計画的に取り組んでいくこととしています。

歳入においては、固定資産の評価替えに伴う固定資産税の減収や消費増税に伴う地方消費税市町村交付金の増額が見込まれ、計画期間内における各種制度改正による影響を考慮すると、地方税、地方譲与税等、地方交付税の合計は、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。

地方債残高については、交付税の代替財源である臨時財政対策債が残高の半分以上を占めており、今後とも増加傾向となることが見込まれております。一方小中学校をはじめ公共施設などの耐震化事業に伴う地方債を今後償還していくことから、地方債残高全体では概ね減少傾向で推移するものと見込んでおります。

基金残高については、総合計画に定める各種事業の推進や下水道事業をはじめとする公営企業等の地方債の償還にあてる繰出金の増加により、年度間の財源不足の不均衡を調整するための財政調整基金や減債基金の減少が見込まれます。

加えて、扶助費の増加や、医療及び介護保険事業等に対する繰出金の増加により、今後も厳しい財政状況が続くものと予測されることから、引き続き徹底した経費の節減合理化を図るとともに、財源の重点的かつ効率的な配分による財政運営を行っていく必要があります。

● 健全化判断比率の見込み

滑川市健全な財政に関する条例の規定等により、健全化判断比率を推計した結果についてお知らせします。

実質公債費比率については、下水道事業をはじめとする公営企業等の地方債の償還にあてるための繰出金が増加するため、若干上昇するものと見込まれます。

また、将来負担比率についても、下水道事業債の償還に充てるための一般会計からの繰出金の増加に加え、財政調整基金など充当可能基金の減少が見込まれることなどから、上昇は避けられない見通しであり、今後の財政運営について十分留意していく必要があります。

◆ 健全化判断比率の推計

（単位：%）

区　　分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実質赤字比率	―	―	―	―	―
連結実質赤字比率	―	―	―	―	―
実質公債費比率	9.6	9.5	9.5	9.7	9.9
将来負担比率	50.9	66.7	72.1	78.2	80.6

※各年度の比率は、当該年度の決算見込みに基づく数値です。
※赤字額がない又はないと見込まれるため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、「－」と表示しています。

◆ 国が定める基準

（単位：%）

区　　分	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	13.83	20.00
連結実質赤字比率	18.83	30.00
実質公債費比率	25.0	35.0
将来負担比率	350.0	

◆ 用語解説

○健全化判断比率

地方公共団体における財政状況がどの水準にあるのかを示すもので、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の総称です。

○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}\ ※}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分なども要素に加えられています。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金）} - \text{（特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

それぞれの比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政健全化計画」を策定しなければならないこととされています。

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

それぞれの比率のうち一つでも財政再生基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政再生団体」と判定され、「財政再生計画」を策定しなければならないこととされております。 財政再生団体となった場合には、財政再生計画について総務大臣の同意を得ない限り、ほとんどの地方債発行が制限されます。